

年 月 日

様

旭川市長

印

事前協議終了通知書

年 月 日付けで申込みのあった汚染土壌処理業の許可に係る事前協議が終了しましたので、旭川市汚染土壌処理業の許可に関する指導要綱第11条第1項の規定により通知します。

- 1 申請者の事務所の所在地
- 2 事前協議の区分
- 3 汚染土壌処理施設を設置しようとする事業場の名称・所在地
- 4 汚染土壌処理施設の種類
- 5 その他